

統計調査業務における民間事業者の活用等に関する研究会
第3回研究会 議事要旨

I. 日時

平成19年11月14日(水) 10時00分～12時00分

II. 場所

経済産業省 本館2階 西8会議室

III. 出席者

【委員】

- ◎清水 雅彦 慶應義塾大学経済学部教授
齊藤 正昭 千葉県総合企画部統計課長
島崎 哲彦 東洋大学社会学部メディアコミュニケーション学科教授
鈴木 稲博 (社)日本マーケティング・リサーチ協会専務理事、(株)日本リサーチ センター
一社長
鈴木 督久 (株)日経リサーチ取締役
椿 広計 筑波大学大学院ビジネス科学研究所教授
柳井 道夫 (財)日本世論調査協会会長
(◎=座長)

【オブザーバー(経済産業省)】

- 仲田 雄作 調査統計部長
今井 洋夫 統計企画室長
久武 昌人 経済解析室長
新井 勝美 鉱工業動態統計室統括統計官
荒井 隆秀 産業統計室長
山根 一久 サービス統計室長
岡本 幸男 企業統計室長
中野 貴比呂 総合調整室総括係長

【事務局(インテージ)】

- 木原 剛 (株)インテージ
西 哲生 (株)インテージ

IV. 議事

1. 市場形成分科会中間報告
2. 品質分科会中間報告

V. 議事概要

【議事 1. 市場形成分科会中間報告】

(島崎市場形成分科会座長より資料 4 ついて説明)

(主な意見、やり取り等)

- この問題は市場がないところに市場をいかに作るかという議論であり、市場を人工的に作れるかどうかである。そこには様々な制約が入ってくる。一方、最初から制約条件を盛り込んでしまうのは健全な市場形成にとって望ましいのか疑問がある。
- 回収率の問題は契約とも絡んでいる問題である。評価項目として、例示で ISO と社会調査士の意見が出ているが、実際にフィールド管理ができる民間調査会社の社員で専門社会調査士の資格を取るのには難しい。また、ISO20252 は少し先になりそうであり、それに準じる枠組を官が明示することも必要ではないか。新たな市場を作る時、同業種・異業種が参入できる枠組が必要である。
- 同業種・異業種で協力できる枠組であるが、単独で統計調査をできる調査会社は限られている。JV 形式でいくつかの企業の共同体を作ることで、参入業者を増やすことができる。品質保証のノウハウはトップ企業からその他の会社に徐々に浸透していくと思う。同業の中で参加業者がなく、全く違う業種が参入してくると査定は難しくなる。資本の論理だけで実現できることではない。
- 政府の再委託に対する考え方と関連する。この問題は今回の案件だけでなく非常に大きな問題である。同業種・異業種の協同受託以外に元請・下請けのような形など、どのような形態であれば可能なのかどうかご説明いただきたい。
- 統計調査業務における民間事業者の活用を行う場合の契約書の中では、再委託については委託業者が全部の業務を丸投げすることはできないとなっている。しかし、再委託を活用することによりコストが下がる場合など、適切な理由がある場合には認められている。建設分野で見られるような形での JV については、統計調査業務における事例は確認できていない。建設分野で見られる JV をそのまま統計調査業務に適用することについては課題も多く存在するため、現実問題としては再委託の形が多く取られることになるのだと考えられる。引き続き課題として整理したい。
- JV 的な対応が可能か、検討を続けて欲しい。
- 世論調査の業界でもノウハウの問題を含め、異業種との協力が必要との意見が出ている。市場調査関係を強く考えているメンバーではなく、世論調査関係のメンバーからも意見が出ている。また、回収率とコストに係る問題は非常に大きな問題であり、解決していかななくてはならない。官側からの要求と民間で考えていることのギャップがあるような事例や官側の調査に対する理解が足りないと感じる事例も出てきているので、どのように調整していくかが今後の課題である。
- 応札の段階で回収率 100%と目標を掲げる場合がある。回収率を 100%にするには調査の魅力が国民に理解されていることが重要であり、実査のウエイトはごく限られた部分ではないか。官庁も民間も統計調査を行う場合、現状の回収率を極端に落とさないようにすることである。当然、官は民間が責任を持てる部分での品質保証を要求することになる。品質を保証するために現在の仕組みを活用するところから始め、うまく行かない部分については将来の応札条件等に追加していくことだと考えている。インセンティブについては、官庁の契約においては金銭的なものは与えづらいのが実態だと考えられるので、それ以外の部分で考える必要がある。民間が品質を達成する為の計画を立て、計画通り進んでいない時は官の管理を徹底し、計画通り進んでいる場合は民間の管理コストが低減するようにインセンティブを与えていくといったような形が有効なのではないか。古い検査規格で、良い品質を出した場合は緩い検査、普通の場合は並みの検査、品質が悪い場合は厳しい検査、さらにおかしい場合は発注をしないという調整型検査という発想があった。管理コストを削減するという形のインセンティブも考えられる。個票の管理についてはセキュリティに関する管理はきちんとしていただきたい。個人的には、統計調査に調査客体として協力している民間事業者に参入して欲しい。
- 予定価格については、落札後 HP でオープンになっているケースがある。予定価格を先に知らせることはできないが、入札価格、落札価格ともオープンになっている。複数年契約については、1年で完結する調査がほとんどあり、その中で複数年契約がどういう意味を持つのか。単年調査

であれば、毎年、競争していただくのが原則かと感じる。

- 現在の予算制度で複数年契約は可能か。
- 別途必要な手続きを行う必要があるが、国庫債務負担行為として5年までを限度として、年度を越えた予算執行も可能である。また、公共サービス改革法を使うと10年まで延長できるという特例規定がある。
- 複数年契約を結ぶ場合、理由書が必要になる。理由書が厳格に審査される場合、事実上複数年契約は難しくなるのではないか。
- 真に必要なものについては活用が図られていると聞いている。
- 複数年契約についても、さらに深まった議論をしていただきたい。品質と価格については、統計調査の民間活用の出発点の問題である。高い品質、安いコストで、統計調査業務が成立してきたとなると、市場は形成されにくい。一方、市場に任せればどの程度の価格が妥当かを把握しにくくなる。コストに関して実際に検討するのは非常に大きな問題を含んでいると思う。
- 分科会における議論を踏まえると、官側の考えている品質と、民側の前提としている品質の感覚がずれていると感じる。官側は個票をベースに品質を考え、民側は妥当な結果を品質と考えている。ただし、指定統計の考え方は変えられないので、民側がそれをどう咀嚼していくかが問題になる。国や自治体がやる統計について、統計の意義や使い方について、子供の頃から教育する必要がある。どういう体制の国であろうが、自国の状況を統計で把握し、それに基づいて様々な政策を立案している。その根底を支える統計の意義についての教育の必要性を感じている。

【議事2. 品質分科会中間報告】

(鈴木督品質分科会座長より資料5について説明)

(主な意見、やり取り等)

- 品質に関するテーマについて、ご意見・コメントをお願いします。
- 品質を維持しようとするコストがかかるという側面では市場形成とつながりがある。官側は品質の面から、標本誤差についてどう考えているか。JMRAでは一人の調査員に対してランダムに10%の調査客体を抽出検査し、不正行為が発覚した場合、担当している全票についてチェックする。このような検査が妥当か、民側が調査の最後段階でやるべきことを位置づけてもらいたい。
- 経済産業省として統計調査における標本誤差についてどのように認識しているか確認したい。
- 品質分科会でも同じような議論があった。調査させていただきたい。
- 現状だと品質とコストがともに改善されることなさそうである。また、トレードオフになっているわけでもない、品質分科会を通じて感じた。品質の定義をどうするかという議論ではなく、品質とコストの関係で、品質をどこまで下げてもいいかという議論に陥っているのが現状である。平均と分散がわかれば全ての分布が特定できるようなことを前提に議論するのか、あるいはそれ以外に特性についての値をある程度把握して、全体像が見えるようにして施策につなげていくのかである。対象を大きくして、データにばらつきがなくなれば分布はわかる。区分を細分化して、どこまでばらつきが許されるのかということについては、理論上の問題があると思う。また、ある一定のセグメントについて表示をすればいいという段階ではなくなっている。これまでの統計的な処理を超えて、マイクロなデータを用いて、施策評価、施策分析の対象となる関数を算出したいというニーズがある。女性が労働市場にどのように参入するのか、福祉についてはどのような必要性が生じるのかということについて関数を浮かび上げさせたい場合、マイクロデータにかなりの精度が要求されると思う。理論で整理すると、標本数が増えればある種の安定性がでてくるのかと思える。トレードオフの対象にしている品質に何が求められているか確定できていない。匿名データ・個票データの利用について研究者の方だけではなく強いニーズがあり、個票の品質は以前より厳しく求められていると感じる。他方で、最終的には関数推計に用いるのだからこの程度はなくてもいいのだということになるのか、意見を伺うべきかと思う。日本でも、政策研究の場で分析をする場合、専門の先生のご指導を受けながら政策評価するようになってきている。標本誤差については、特性関数を求めるのに何が重要かということだけではなくなっている。それから、統計委員会の整理の中で、従来の指定統計、今後の基幹統計が何を分担するのか、従

来の承認統計が必要とするものについて、行政情報を含めて全体像を整理すべきである。どこで何を取ることができ、何をどういう理由で利用できるかについてファクトファインディングしなくてはならない。本来検討すべきプロセスからいうと、まずはファクトファインディングを先に終えて、国民に対する統計データの提供を行わなくてはならない。現行の調査員制度の高齢化などの問題もあるが、現状をみると現行の調査員調査の方が質も良く、コストも安いという意見が多いので、そういう認識を持たざるを得ない。

- 今のご意見は調査設計段階の問題である。これまでの統計調査の設計でやってきたこと、関連制度を、民間活用が進んだ場合、どのように変えていかななくてはいけないのかである。
- 標本誤差とインスペクション 10%について補足する。統計調査には全数調査、典型的な標本調査と割当標本調査と3種類ある。標本誤差の問題は、標本調査の場合議論すべきで、全数調査の場合は回収率を高くすることが品質になる。割当調査の場合は設計段階から片寄っているわけで、継続性が品質になり、分けて考えるべきである。インスペクションはJMRAでは10%だが、100%やることもあり、その場合、コストやセキュリティの問題も係ってくる。調査客体への謝礼送付のため、電話番号や住所を聞くやり方の場合、個人情報管理で費用が発生する。もう一度訪問するインスペクションの場合、二度調査をするのと同等の費用がかかる。
- JMRAではインスペクションの最低基準を10%と決めている。各社企業努力により独自の基準を定めている。弊社では20%を社内ルールにしているが、不正調査の発覚以降、発注側でインスペクションを行うことがある。しかし、統計調査は調査客体の協力を元に成立しており、調査客体の善意を踏みにじるようなインスペクションは統計調査全体を考慮すると非効率的と言わざるを得ないのではないかと。なお、コストについては、ほとんどが人的なコストである。人的なコストについては、民間側の努力だけではカバーできないので、発注者側の理解も必要となる。
- 不正事件についてであるが、サンプリング調査でのオーバーサンプリングは認められているが、割当標本調査では認められていないということがあり、発注側の調査に関する認識も必要である。内閣支持率の調査で、業者を変更した時にぶれが生じたことがある。真実がぶれている可能性もあるが、業者によって調査客体との接し方・調査方法が異なることが起因している可能性もある。調査結果のぶれを少なくするためにも、マイルストーンごとのチェックが重要である。品質を向上させるためにも、マイルストーンごとのチェックにお金をかけてほしい。東京都の国勢調査では非回収率が高くなったと言われている。これは調査員の確保が難しくなったことによるが、様々な調査機関で調査員が重複しているので、JVを構成したから調査員不足を解消できると一概には言えないのではないかと。
- 議論の対象とすべき統計調査を調査員調査と郵送調査に二分する。調査員調査と郵送調査では品質管理が異なる。郵送調査は標本誤差等も含め名簿がどこまで把握されているか重要になる。
- 品質とコストが並び立たないのはプロセスより、プロダクトの質のチェックで品質管理するからであり、当面は現在の品質を確保するためインスペクションが重要になることは避けられない。調査の上流で名簿がきちんと整備されており、調査客体とのコミュニケーションもきちんと図られるよう設計されていれば、チェックのコストが安くなる。マイルストーン管理ができていればコストはあまり必要ない。トヨタの社長が検査をなくすことが品質管理の目標だと言っていた。統計調査を民間委託する場合インスペクションは必要だが、10年など中期的には品質とコストがトレードオフにならない状況を目指して欲しい。一方で発注側からすると要求品質について個票を重視している。これはある程度理解できるが、詳細な政策にかかわる分析では、統計量が確保できていれば、モデリングを行うことができるので、問題は全体の集計ではなくて、ある集団、ある業界、ある分野に関する精度になる。公共財として多様な利用がなされる以上、表象の精度だけではなく、部分集団における精度も必要になることを踏まえ、実査に求められるものを追加していく。その上で、現状の回収率を維持することに関しては、妥当な水準か、高すぎる水準かは議論が必要である。最近の事例で、督促を実施したことで回収率が上がった調査がある。民間活用した場合、現状維持を目標とし、民間が仕事の流れを習得するまでは官が指針を示し、その後、民間の裁量に任せたい方いいと感じる。そうすると、品質を達成、ノウハウはその企業の知的財産になる。
- 民間事業者の活用では、政府がやっている事業のうち民間の創意工夫を活用することでコスト削

減、サービスの向上が図られることを前提としているので、民間に委託することによって、品質は落ち、コストが下がるという結論はあり得ない。つまり民間を活用する理屈にならないということである。民間がやろうが国がやろうが、その統計のニーズと照らし合わせて品質が決まるので、品質のレベルは個別の統計のニーズに基づいて議論されるべきである。議論を分けて欲しい。この研究会では個々の統計についてではなく、民間に任せる時の一般原則、手続きについて検討してほしい。また、郵送調査なのか、調査員調査なのか分けて考える必要もある。品質については、回収率以外で定義される品質とは何かを議論していただきたい。

- 各委員の先生から発言があったとおり、現状または現状以上の品質が維持できるような民間の活用はあり得るか、その際ネックになるのはコストかという視点で議論いただいている。
- 議論尽くされているので一つだけにする。年々、調査票が細かくなってくるので、調査客体に断られることがあり、回収率にも影響していると、調査員から聞いている。調査票の中身の問題が回収率にダイレクトに結びついていると感じている。
- 今日のご意見に追加があれば委員会で取り上げるか、事務局でヒアリングするなどして欲しい。全体の方向性としては品質を維持しながらどのような効率性を達成するのかという方向で議論を前向きに進めていきたい。経済産業省は早い時期から民間活用してきたという実績がある。品質とコストの問題、それにまつわる制度設計の問題など新しいアイデアを発信したい。
- 先ほど話のあった品質とコスト、それらのバランスについて、きちんと論議をしていただきたい。また、統計に関する広報ということも重要であるので、国にお願いしたい。

(以上)